

報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

福島県郡山市における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

今般、福島県郡山市で発見されたキンクロハジロ2羽（4日及び5日に死亡個体収容、19日にH5N1亜型が判明）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や福島県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれましては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) キンクロハジロの回収地

福島県郡山市（豊田町浄水場）

(2) 経緯

1月4日 キンクロハジロ死亡個体1羽を郡山市職員が回収
簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送

1月5日 キンクロハジロ死亡個体2羽を郡山市職員が回収
簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送

1月13日 4日の1羽及び5日の1羽について、遺伝子検査は陽性と判明。北海道大学へ移送

1月19日 詳細検査により、H5N1亜型陽性が判明、遺伝子配列
により強毒性と判断

注) 環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査も詳細検査も実施することとしている。



2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査等)を実施。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウィルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年1月19日（水）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)

担 当：千葉 康人 (内線6473)